

困ったときはお気軽にご相談ください！

清瀬市消費生活センター（電話）042-495-6212

活用しよう！



クーリング・オフ

クーリング・オフ制度は、訪問販売などの不意打ち的な取引やマルチ商法などの複雑でリスクの高い契約をした場合に一定期間であれば、無条件で一方向的に契約を解除できる制度です。

クーリング・オフができる主な取引と期間

取引形態	適用対象	※期間
訪問販売	店舗外での訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス等を含む）	8日間
電話勧誘販売	事業者の電話勧誘行為による取引	8日間
訪問購入（訪問買取り）	店舗以外の場所で、貴金属を含む原則すべての物品（※注）を事業者が消費者から買い取る契約 （※注）自動車（二輪を除く）、大型家電、家具、書籍、CD、DVD ゲームソフト類、有価証券は除く	8日間
特定継続的役務提供	エステティックサロン、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの6種類	8日間
業務提供誘引販売取引	いわゆる内職商法、モニター商法	20日間
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法	20日間

※期間は、契約書面を受け取った日から起算

クーリング・オフのチェックポイント

- 購入（契約）した場所はどこですか？
- 購入（契約）した商品・サービス（役務）は何ですか？
- 購入（契約）金額はおいくらですか？
- 契約書面はありますか？
- 契約書面を受け取った日から起算して何日目ですか？
- 営業目的の購入（契約）ではないですか？
- 事業者からクーリング・オフについて嘘を言われたり、妨害行為をされていませんか？



気をつけましょう！ こんな場合はクーリング・オフができません

ポイント



① 自ら店舗等に出向いて購入（契約）した場合

ただし、キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠（SF）商法など、販売目的を告げずに連れて行かれたり、呼び出された場合などは除きます。

② 通信販売で購入（契約）した場合

事業者が独自に解約や返品についてのルールを設けている場合があります。契約前に返品ルールの有無と、その内容を確認しましょう。

③ 自動車購入・リース（※）、飲食店での飲食、代金3千円未満の現金取引、葬式など

※レンタカーはクーリング・オフできます。

④ 化粧品、健康食品、配置薬などの政令指定消耗品（8品目）を消費した分

支払う金額は、販売の最小単位（例えば10箱購入したうちの1箱を開封し一部使用していれば、1箱分）の代金になります（※）。※契約書面に「消費したらクーリング・オフできない」と記されている場合

⑤ 営業目的の購入（契約）

消費者保護の制度ですので、購入者が営業のために契約した場合はクーリング・オフできません。

事業者がクーリング・オフについて嘘を言ったり妨害した場合、契約書面に不備がある場合は期間が過ぎていてもクーリング・オフできるケースがあります。

詳しいことについては、清瀬市消費生活センターへお気軽にご相談ください。

☎【相談電話】042-495-6212

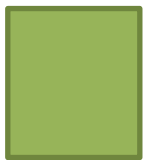
土日・祝日は【消費者ホットライン】局番なし188（いやや）

クーリング・オフの通知



通知は必ず書面で行います。はがきなどに記載例のように記入し、控えとして両面をコピーし、原本は「特定記録郵便」または「簡易書留」などの記録が残る方法で送ってください。クレジット契約をしている場合は、販売会社とクレジット会社にそれぞれ通知します。クレジット会社に通知する際は点線箇所を省いてください。はがきのコピーと郵便局の受領証は5年間大切に保管してください。

郵便はがき



事業者名
（会社名）

代表者
様

事業者（会社）の住所

契約解除通知

契約年月日
商品名
契約金額
販売会社名
担当者

上記契約を解除します。

支払った代金.....円を返し、
商品を引き取ってください。

年 月 日

（契約者住所）

（契約者氏名）